

## 株式会社農林漁業成長産業化支援機構食品等流通合理化事業等支援基準ガイドライン

(平成30年10月23日30食産第3027号食料産業局産業連携課長・食品流通課長通知)

多様な食品等流通事業者によるファンドの活用に資するため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構食品等流通合理化事業等支援基準（以下「支援基準」という。）の運用に関し、次のとおりガイドラインを示します。

### 1 新たな技術の活用

支援基準1の(1)の「新たな技術」とは、当該事業の対象品目に係る食品等流通において導入が進んでいない情報通信技術等の実用技術（食品等の流通において活用できる実用的な技術）をいいます。また、導入が進んでいないかどうかの判断に当たっては、米、青果、水産、食肉、花き等の品目群に区分してそれぞれ判断することになります。

新規性の高い事業の例としては、新たな技術を活用し、システムの開発・提供及び物流設備等の整備・提供を行うことで情報と物流の両面で流通の合理化を図る次のような事業が該当します。

#### 【新規性の高い事業の例】

- 配送等の自動化・最適化など効率的な物流管理
- 低コストで信頼性の高い代金決済
- 最適な需給マッチング
- 高度な品質・衛生管理

### 2 共用に供すること

支援基準1の(1)の「共用に供する」とは、食品等の流通において効果波及が見込まれるよう、出荷事業者や販売事業者等の共用に供することにより、多数の事業者が利用する事業を実施することをいいます。この場合の多数とは、10事業者程度以上を目安とします。

### 3 公的支援の性格を踏まえた支援

支援基準1の(2)の「公的支援の性格を踏まえ」とは、財務状況等を勘案し、真に公的支援を必要とする事業者を対象とすることを意味します。

具体的には、他の食品等流通事業者との間の競争を実質的に制限することとならないような事業規模であるほか、次のような自ら資金調達が可能と考えられる事業水準にないことを前提とします。

- ① 当該事業者又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）が、東京証券取引所の第一部市場に上場している場合
- ② 本支援が最大で100億円程度の資金規模の事業を支援することを想定していることを踏まえ、自己資金等で十分に事業費を賄うことができると考えられる水準として、当該事業者又はその親会社の過去3年間の当期純利益の平均が150億円以上の場合

### 4 民間資金のみでは資金の調達が十分に行われないこと

支援基準1の(2)の「民間資金のみでは資金の調達が十分に行われない場合」とは、当該事業者及びその親会社に当該事業に充てる十分な資金がなく、民間金融機関からの調達も困難である場合をいいます。

この判断に当たっては、当該事業者及びその親会社の財務内容（利益剰余金や流動資産と流動負債の差額等）、協調して資金供給を行う民間事業者等の経営判断を踏まえ総合的に判断することとします。

### 5 一定の事業規模からの拡大

支援基準1の(2)の「一定の事業規模」とは、事業拡大により相当規模の資金需要を要する事業者を支援する観点から、その下限として、支援機構の支援を受ける前の事業者の事業規模（新たに事業体を設立する場合にはその出資者の事業規模）が利用料収入ベースで

1 億円程度であることとします。

なお、対象とする事業は利用料収入が基本となることから、利用料収入ベースで事業規模を計算することを基本としつつ、現在買取販売を行っている企業が自社の流通サービスを他社に提供する事業形態へと転換することもあることから、このような場合には取扱金額ベースで計算することとします。

取扱金額ベースの事業規模については、利用料収入ベースと取扱金額ベースの比率が一般的な委託販売や流通サービスの料金が取扱金額の10%程度であることから、この比率に基づき換算し、取扱金額ベースで10億円程度とします。

#### 6 一定期間内での資金の回収

支援基準1の(3)の「一定期間」とは、5～7年程度の期間とします。なお、支援機構は、他の食品等流通事業者との間の競争を実質的に制限することとならない事業規模で、収益性を確保しつつ、当該期間内に適時に出資回収を行うものとします。

(注) この支援基準における用語のうち、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）において定義が定められているものについては、その例によります。